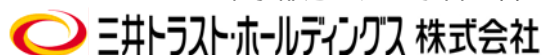


第6期 中間決算公告

平成18年12月20日

東京都港区芝三丁目33番1号



三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	41,265	流動負債	1,095
預金	36,412	未払費用	732
未収収益	3	未払法人税等	1
未収還付法人税等	4,718	賞与引当金	46
繰延税金資産	88	その他	314
その他	42	固定負債	103,974
固定資産	642,455	社債	103,300
有形固定資産	0	転換社債	106
器具及び備品	0	退職給付引当金	568
無形固定資産	0	負債の部合計	105,070
ソフトウェア	0	（純資産の部）	
投資その他の資産	642,454	資本金	261,579
投資有価証券	665	資本剰余金	245,046
関係会社株式	641,063	資本準備金	244,982
関係会社転換社債	106	その他資本剰余金	64
繰延税金資産	221	利益剰余金	73,213
その他	397	繰越利益剰余金	73,213
		自己株式	1,188
		株主資本合計	578,650
		純資産の部合計	578,650
資産の部合計	683,720	負債及び純資産の部合計	683,720

中間損益計算書 { 平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	24,717
関係会社転換社債利息	0
関係会社受取配当金	23,576
関係会社受入手数料	1,140
営 業 費 用	2,898
社 債 利 息	1,829
転換社債利息	0
販売費及び一般管理費	1,067
営 業 利 益	21,819
営 業 外 収 益	36
預 け 金 利 息	16
その他の営業外収益	20
営 業 外 費 用	272
投資有価証券評価損	2
その他の営業外費用	270
経 常 利 益	21,583
税 引 前 中 間 純 利 益	21,583
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	52
中 間 純 利 益	21,634

< 重要な会計方針 >

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法により行なっております。

その他有価証券：時価のないものについては、移動平均法による原価法により行なっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：3年～6年

また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務については、発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

なお、当中間会計期間における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は578,650百万円であります。

中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

< 注記事項 >

(中間貸借対照表関係)

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円

3. 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

4. 転換社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付転換社債であります。

(中間損益計算書関係)

1. 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 減価償却実施額

有形固定資産 0百万円

無形固定資産 0百万円